

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成29年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ハイパーブックス彦根 彦根市戸賀町145-2
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
 - (1) 駐車場の維持管理に関することで変更がある場合は、彦根市と変更の取決めをすること。
 - (2) 新設する棟について、廃棄物の発生抑制および減量に努めるとともに、再生利用を促進するための措置を講じられたい。
 - (3) 引き続き地域の環境保持に配慮するとともに、来客の会話および車両の空ぶかし等による排気騒音を抑制するなど来客者に協力を求められたい。
 - (4) 屋外広告物について、敷地内で総面積が10平方メートルを超える場合および敷地外で設置する場合は、彦根市屋外広告物条例（平成27年彦根市条例第6号）の規定に基づく許可を得ること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 平成29年10月18日から平成29年11月20日まで